

2 税制

主な今後の取組

● カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、以下①②の設備導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置（改正法施行から令和5年度末まで3年間）。

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入

②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入

● 繰越欠損金の控除上限引き上げの特例

- 新型コロナの影響等により欠損金を抱える事業者が、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、カーボンニュートラル実現等を含めた「新たな日常」に対応するための投資を行った場合、欠損金の繰越控除の上限を、投資額の範囲で、50%から最大100%に引き上げる（コロナ禍で生じた欠損金が対象。控除上限引き上げ期間は、最長5事業年度）。

対象設備の例

①大きな脱炭素化効果を持つ製品

- 省電力性能に優れたパワー半導体
- 電気自動車等向けのリチウムイオン蓄電池
- 燃料電池
- 洋上風力発電設備の主要専用部品

②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備

- 最新鋭の熱ボイラー設備
（事業所等の生産性向上とCO₂の排出削減を図る「炭素生産性」という指標が相当程度向上する設備）

● 研究開発税制の拡充

- コロナ前に比べて売上金額が2%以上減少していても、なお積極的に試験研究費を増加させている企業は、研究開発税制の控除上限を法人税額の25%から30%までに引き上げ。